

1. 議事日程（令和5年第1回北広島町議会定例会）

令和5年3月23日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	議案第48号	令和5年度北広島町一般会計補正予算（第1号）
日程第2	議案第2号	北広島町個人情報の保護に関する法律施行条例
日程第3	議案第3号	北広島町個人情報保護審査会条例
日程第4	議案第4号	北広島町学校給食費条例
日程第5	議案第5号	北広島町課設置条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第6号	北広島町情報公開条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第7号	北広島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第8号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第9	議案第9号	北広島町暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第10号	北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第11号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第12号	北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第13号	北広島町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第14号	障害者支援センターさあくる設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第15号	北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第16号	北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第17号	天狗の里公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第18	議案第18号	北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
日程第19	議案第19号	北広島町法定外公共物等管理条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第20号	北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第21	議案第21号	広島県水道広域連合企業団事業開始に伴う北広島町水道事業の関係条例を廃止する条例
日程第22	議案第22号	指定管理者の指定について
日程第23	議案第23号	広島市と山県郡北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議について
日程第24	議案第24号	財産の無償譲渡について（消防屯所）
日程第25	議案第25号	財産の無償譲渡について（下阿坂活性化センター）
日程第26	議案第26号	財産の取得に関する議決事件の訂正について
日程第27	議案第27号	財産の処分について（旧豊平地区工業団地開発予定地）

日程第28	議案第28号	町道の路線の認定について
日程第29	議案第29号	工事請負契約の変更について（北広島町立八重小学校校舎・体育館屋根外壁等改修工事）
日程第30	議案第30号	令和4年度北広島町一般会計補正予算（第9号）
日程第31	議案第31号	令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第32	議案第32号	令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第33	議案第33号	令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第6号）
日程第34	議案第34号	令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）
日程第35	議案第35号	令和4年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第36	議案第36号	令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第37	議案第37号	令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第38	議案第38号	令和4年度北広島町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第39	審査報告	予算審査特別委員会審査報告
日程第40	議案第39号	令和5年度北広島町一般会計予算
日程第41	議案第40号	令和5年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第42	議案第41号	令和5年度北広島町下水道事業特別会計予算
日程第43	議案第42号	令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第44	議案第43号	令和5年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第45	議案第44号	令和5年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第46	議案第45号	令和5年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第47	議案第46号	令和5年度北広島町診療所特別会計予算
日程第48	議案第47号	令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第49	議案第48号	令和5年度北広島町一般会計補正予算（第1号）
日程第50	審査報告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第51	陳情審査	陳情第1号 県グリーンバンクが令和5年3月31日をもって廃止することに関する意見書の提出を求める陳情書
日程第52	発議第2号	北広島町議会の個人情報の保護に関する条例
日程第53	発議第3号	北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第54		閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について（3件）
追加日程 第1		議長の辞職について
追加日程 第2		議長の選挙
追加日程 第3		副議長の辞職
追加日程 第4		副議長の選挙
日程第55		常任委員会委員の選任について
日程第56		議会運営委員会委員の選任について

追加日程 第5	広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について
追加日程 第6	広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第57	閉会中の継続審査の申し出について（2件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 楨原ナギサ	大朝支所長 沼田真路	豊平支所長 細川敏樹
危機管理課長 野上正宏	総務課長 川手秀則	財政政策課長 国吉孝治
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 矢部芳彦	税務課長 植田優香
町民課長 大畑紹子	福祉課長 芥川智成	保健課長 迫井一深
農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 中川克也	建設課長 竹下秀樹
上下水道課長 寺川浩郎	消防長 日田靖成	学校教育課長 植田伸二
生涯学習課長 小椿治之	会計管理者 細居治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていた

できます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、議案審議、採決となっております。発言を行う際もマスクをしたまま、マイクを立ててから、はっきりと発言してください。また、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。なお、採決では、全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第48号 令和5年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第48号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第1号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和5年度補正予算の概要につきまして説明します。令和5年度補正予算書をご覧ください。議案第48号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第1号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9800万円を追加し、予算の総額を154億1800万円とするものです。今回の予算補正は、新型コロナワクチン接種事業について、現行の特例臨時接種の実施期間を1年延長するための補正を行っております。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第48号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第1号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。配付しております資料の令和5年度一般会計補正予算第1号の概要及び主要政策をご覧ください。今回の補正予算は、国による今後の新型コロナワクチン接種についての決定を受けて、新型コロナワクチン接種事業における現行の特例臨時接種の実施期間を1年延長するため、一般会計においては、9800万円の増額補正を行い、補正後の予算額は、154億1800万円となります。本表中段には、一般会計・特別会計の補正の状況を、下段には、今回の補正における第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野として、施策分野Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出の予防接種事業、新型コロナワクチン接種事業の延長9800万円を計上しております。また、右端に予算書計上のページを記載しておりますので、ご覧いただければと思います。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第2号 北広島町個人情報の保護に関する法律施行条例

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第2号、北広島町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。まず、この法律施行条例という聞き慣れない条例名で

すが、これと通常の条例とは何が違うのか。また、なぜこれまでの個人情報保護条例を廃止し、全国的な共通ルールに基づく法施行条例に変えるのか伺います。もう1点です。匿名加工情報、オープンデータ化とも言いますが、これはどういうもので、こういうふう加工する目的は何か伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 法律施行条例ですけども、これまで定めておりました現行の個人情報保護条例を廃止して、国が定めた法令に従うと。それに基づくものということで解釈をしております。今回、この条例を出す意義、目的とは何かということでございますけども、令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、個人情報の保護に関する法律が改正をされております。この改正に伴いまして、これまで国の行政機関、独立行政法人など民間事業者、それから地方公共団体のそれぞれに分かれておりました規律が改正法によりまして統合されて、新たな全国的な共通ルールということになります。この規律につきましては、国の個人情報保護委員会が一元的に解釈、運用するということとなりました。それが、この4月から本町にも直接適用されるということでございまして、現行の個人情報保護条例は廃止をいたしまして、改正法の施行に関しまして必要な事項を新たに規定する本条例、北広島町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する必要が生じました。地方公共団体がこれまで独自に個人情報保護条例を制定しておりまして、約2000にも及ぶ自治体がそれぞれ個人情報に関する解釈や運用を行っておりましたが、それぞれ異なっておりまして、ところが法改正によりまして、法律に基づく運用ルールが共通化されるということになりました。そういったことで、この条例を制定する必要が生じました。引き続き、法に基づきまして、行政機関として、町が保有する個人情報の保護には努めてまいりたいと考えております。それから、匿名加工情報とは、どういうことかということなんですけども、匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、復元不可能な状態にした情報のことを言います。もともと個人情報ですけども、匿名加工情報とは、本人の特定ができないようにした加工した状態の情報であるため、分類としては、個人情報ではなく非個人情報ということで位置づけられております。匿名加工情報の提供制度そのものについては、現在は、都道府県と政令市に適用されるということでございますけども、その他の団体につきましては、任意でございます。新しい条例で、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料額などを定めておりますけども、改正法の中で、手数料額を条例で定めるということとされておりますために、政令で定めた額、それから広島県が定めた額を参考として制定をさせていただきます。匿名加工情報を提供するためには、改正法に基づきまして、本町がまずは匿名加工情報を活用したい旨の提案を広く、告示によりまして募集をして、提案内容審査するところから始まりますため、手数料もかかるということもあつたりするんですけども、まずは、提案募集を行うか行わないかというところはまた検討させていただきたいと思っておりますし、現在のところは、そういった提案募集は考えていないところであります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 匿名加工情報は、個人を特定できない状態にするということですが、何もなくなったら作る必要はないわけで、行政が使う膨大な資料は、氏名、住所、年齢、電話番号、メールとかあって、それだけじゃなくて、各課が使っている介護ならば要介護なのか、健康状態はどうか、様々な個人情報があると思っておりますが、これを全てを分からないような状態と

いうことはあり得ないわけで、何を、例えば消すとか、住所ならば番地を外すのか、年齢は外すのか、電話番号ならば電話番号は外すのか、健康状態、症状であればそれを外すのか、もう少し具体的にお伺いします。この条例では、匿名加工した情報をオンライン結合すれば、本人の意思にかかわらず、特定できないとはいうものの、本人の意思にかかわらず、提供、流通させ、利用されることになるのではないかという危惧がありますが、そういうことはないのかどうか伺います。もう1点、先ほどあった現行の各全国の自治体がつくり上げた、積み上げてきた住民の基本的な人権を守るためのいろんな規定があるわけですが、この法改正で、この条例が通ったとしても、北広島町独自に国より強い規制の条例にすることはできるのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 匿名加工情報ですけども、例えば、個人データをただ単に黒く塗りつぶした、いわゆるマスキングをした状態では、そういったものは匿名加工情報と呼べるものではないです。復元できないようにするということから、個人のデータが仮に28歳男性、北広島町というような情報が仮にあったとしますと、復元できないまでに加工するということがあれば、20代中国地方、男性というようなところまで加工した状態ですとといったようなことを想定しております。この匿名加工情報は、改正法で新たに導入された制度ですけども、利活用の事例といたしましては、交通系ICカードの乗降履歴などを複数の事業者間で分野横断的に利活用することで新たなサービスやイノベーションを生み出したり、カーナビなどから収集される走行位置履歴などの道路交通情報を活用した観光分野での分析などに活用が見込まれるのではないかというふうに想定をされています。それから、個人情報を収集するには、本人から収集しなければならないというのが今の条例ですけども、なぜなくなるのかということでございます。改正法では個人情報は、偽りその他不正の手段で取得してはならないという条文があるのみで、本人から収集することが原則ではなくなっております。個人情報を偽り、その他不正の手段で取得した場合は、罰則規定が設けられております。個人情報の収集元、本人に限定しなかったのは、全ての事業者がこの法律の適用となるため、基準を設けるために国において判断された結果だと考えております。地方公共団体が条例で、3番目の質問にもちょっと共通しますけども、地方公共団体が条例で独自のルールを定めるということは、もう原則として許容されないということになっておりますので、行政機関においては個人情報の適正な取得、それから正確性の確保が求められておまして、現行条例から大きく逸脱するような運用は考えておりません。それから思想信条、人権等の要配慮個人情報のことだと思うんですけども、それについては、法令もしくは条例に特別な定めがある時などを除いて要配慮個人情報を収集してはならないとして、現行の条例ではそういうふうになっております。一方改正法では、法令に基づく場合などを除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得してはならないとされました。要配慮個人情報には、人種や思想信条、信仰、病歴、犯罪歴など様々あると思いますけども、要配慮個人情報の収集について本人同意を得ることを前提としたということは、これまで各団体が個別で判断をしていた個人情報の取扱いについて、全ての事業者がこの法律の適用となるために、基準を設けるために国において判断された結果だというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第2号、個人情報の保護に関する法律施行条例に対する反対討論を行います。昨年成立したデジタル関連法の中に、個人情報保護法の改正が含まれ、それを受けて今回の議案が提案されています。地方に対しては、自治体独自の大事な保護制度を含む個人情報保護条例を一旦リセットし、全国共通のルールを設けた上で、自治体独自の保護措置は、最小限に制限し、自治体が条例で国より強い条例をすることを難しくさせました。先ほどの質疑では、許容されない、認められないというふうになりました。この全国の共通ルールによる規制緩和は、自治体の持つ膨大な個人情報を特定加工し、個人情報を外部提供するためのオープンデータ化、オンライン結合で、企業が自治体等の個人情報を取得し、AIで分析させることをデジタル改革の名で進めようとするものです。反対する主な理由の第1は、現行の個人情報保護条例の廃止により、個人情報の保護で大切な規定である収集の制限、目的外利用、外部提供などの利用の制限、オンライン結合の制限などの歯止めは取り外されてしまい、個人情報の保護が後退する危険性があるからです。第2は、北広島町が保有する膨大な個人情報を特定加工情報をオープンデータ化し、情報連携、オンライン結合により、実施機関の、これは町等の機関ですが、保有する個人情報を実施機関以外のものに本人の同意を得ずに第三者に提供することができるようになるからです。具体的には、匿名加工情報を民間事業者の提案に応じて、地方自治体が料金を徴収して提供することになり、行政が集めた個人情報が本人の同意もなく、企業などの利益のために利用されることになるからです。以上、今回の現行条例の廃止と、全国共通のルール化により個人情報の保護が後退する危険性があるため、この議案には反対するものです。なお、議案第3号、北広島町個人情報保護審査会条例及び議案第6号、北広島町情報公開条例の一部を改正する条例についても個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の内容に即した条例のため、以上の理由で反対することを述べておきます。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第2号、北広島町個人情報の保護に関する法律施行条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第3号 北広島町個人情報保護審査会条例

○議長（湊 俊文） 日程第3、議案第3号、北広島町個人情報保護審査会条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。この第2条の（2）ですが、北広島町議会の個人情報の保護に関する条例、（令和5年北広島町条例第 号以下この条例及び第5条において「議会条例」という。）云々という表現がありますが、この条例は、現在ない条例です。さらに、ないわけですから空欄になると。第何号というのは空欄になっている。こういうことが大事な条例の中に記載して、審議、採決を求めることが、提案することができるのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 本条例は、先ほどから申し上げてますとおり、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、個人情報保護制度の内容に即した北広島町個人情報保護審査会を設置するためのものです。これまでに議決をされております多くの地方公共団体、地方議会が条文中にあるように、議会の方から行政が設置した審査会に諮問をされまして、調査、審議をするというのが大方の形式となっております。本町におきましても、そのような形式を取りたいということで、後ほど提案されます発議第2号の北広島町議会の個人情報保護に関する条例のところでセットで相対で考えていただければと思いますので、ご理解いただければと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうしますと、これからは、条例が提案される場合に提案されてもいない、成立してもいない、内容も明らかでない、成立するかどうか分からないという条例等のものを載せても良いということでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 今回の2案につきましては、上位法の個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴って必要が生じたということございまして、かなりレアなケースだなというふうには思っております。本来ですと、そういったことはあまり好ましくないというふうには思っております。本議会、本日をもって同日審議、同日採決というところでご理解をいただきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾でございます。これから、この関連する条例は、発議をされるという前提があるにはあるんでしょうが、異例的なことであるというのは、今あったように思います。適当であるかどうかというたら、もう少し手順を踏んでやった方が良いのかなというふうに聞き取れるわけでありますが、もう一度そのところを、これからもこのようなことが起こり得るのか、いやいやこういうことはできるだけ避けにやなんよと。段階を踏んで、発議で決定になるというのは当然考えられるんですが、その前に、こういう方法が必要であるというふうなことがこれからもあり得るんですか。いや、今回だけにとどめたいよということなのかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 今回の条例がお互いの条例を用いて、条文中にそういった表記が出てくるというところで、こういったケースはまれなんじゃないかなというふうには思っておりますけども、どうしても必要が生じた場合は、こういった措置も取らざるを得ないというふうに考えております。お互いにその条例が可決されていない状態で審議をするということによってこういった弊害は生じるんですけども、鶏が先か卵が先かといったようなところで、答えが見いだせないような状態ではあると思うんですけども、そういった準備を図ってきているというところでご理解をいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。今の説明理解いたしますが、今のような場合があるというのを議会運営委員会、もしくは主管課である総務常任委員会での説明はなかったように思われます。その点の説明は、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 法の制定の趣旨でありましたり、条文の中身についてのみの常任委員会なんかでも説明に終始をしてしましまして、こういったことがあるよというところにまでちょっと情報提供と言いますか、お願いと言いますか、そういったところが不十分だったというふうに反省をしております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第3号、北広島町個人情報保護審査会条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第4号 北広島町学校給食費条例

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第4号、北広島町学校給食費条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第4号、北広島町学校給食費条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第5号 北広島町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第5号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第5号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第6号 北広島町情報公開条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第6号、北広島町情報公開条例の一部を改正する条例を議題と

します。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第6号、北広島町情報公開条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第7号 北広島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第7号、北広島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第7号、北広島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第8号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第8号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第9号 北広島町暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第9号、北広島町暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありません

か。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第9号、北広島町暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第10号 北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(湊俊文) 日程第10、議案第10号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、中村議員。

○4番(中村忍) 4番、中村忍です。消防団員の報酬等の基準の策定については、令和3年4月13日付の消防庁長官通知によりますと、各市町において消防団と協議の上、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施するとあります。消防団と協議を事前にされたものであるのか。もしされたものであれば、どのような消防団の受け止めがあったのかについてお伺いいたします。

○議長(湊俊文) 危機管理課長。

○危機管理課長(野上正宏) 消防団の方への説明、協議というところでございますが、これ処遇改善については、令和3年から説明を行っておりまして、特に、この報酬の額につきましては、本年2月に団本部会議でございます。そちらの中で詳しく説明をしております。団の方での受け止めですが、特に質疑等はございませんでした。納得いただいたと思っております。以上です。

○議長(湊俊文) 8番、梅尾議員。

○8番(梅尾泰文) 8番、梅尾であります。この条例案は、団員の方の階級による報酬額が変更になるというものであります。例えば、団長で言えば、年に10万5000円であったものが8万2500円に減額になる。団員の方で言えば、1万9000円であったものが3万6500円になるということで、言うてみれば、若い人たちに厚いという報酬になるのかなというふうに思うんでありますが、今の条例でいう消防団員というのが何人で、現在が何人かというのを、このライブの中で数字を聞いておきたいというふうに思いますし、この条例案が通った時に、全体的にどういう支払額が増えるのか減るのかということもお教え願いたいと思います。

○議長(湊俊文) 危機管理課長。

○危機管理課長(野上正宏) 令和4年4月で658名の消防団員ということでございます。それから条例改正をせずにといいところと条例改正をしたといいいところ、この658人の金額を割り出しますと、普通交付税でも入ってきまして、差引389万5000円といいいところが町のほうで出すといいいところ、申し訳ございません。この計算をしますと、旧で言う941万5000円、新しいもので言う552万円の額となります。ということで旧の取扱いと、新しい条例の方になりますと389万5000円の差があるといいいことでございます。以上で

す。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 良い条例改正であろうというふうに思いますが、条例改正であっても町の負担が389万円は増えますよということでもあります。次に、消防団員の団員数の条例は、720人であろうと思いますけれども、今、現在658人ということではありますが、この条例改正をしたことによって、720人に近づくという可能性があるとは思えんですが、どういうふうな形で720人に近づけるという努力をされるのかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 1点、先ほどの額のことなんですけども、389万5000円ほど少なく支出となるということでございますので、ご理解いただければと思います。それと720人、現在658人ですが、それに近づけるかということでございます。報酬についてのこと、また処遇改善というところで、国の方も消防団の増員というところを目指してやっております。町としましても広報したり、女性消防団員の方に入ってもらおう努力とか、そういうことを引き続き続けまして、団員の増というところを目指してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私の思い違いをしておったということで訂正を、自分の頭の中でせにゃいけんのですが、もう一回整理をせにゃいけんのですが、町が負担をせにゃいけんという金額が、もとは552万円だったが、今度が941万円で、トータル的に389万円少なくなるんですよということで考えときゃいいですね。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 旧、条例改正をしない場合で658人ということで、団長から団員さんの報酬の額というのが941万5000円というところでもあります。新しく条例改正をしますと、普通交付税が団員数入ってまいります。3万6500円掛け団員数が入ってくるといところで、その普通交付税の方が増えてくるという中で、389万5000円差額というところは安く済むというところでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第10号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第11号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第11、議案第11号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。1つは、県単位化により町独自の施策に制約が起きてくることはないのか。例えば、今、北広島町で実施されている子ども医療費の減免、特定健診

の無料化などの様々な事業や、今後、例えば、独自に子どもの均等割、減免などを実施しようとする際も可能なのかが一つ。もう1つは、限度額を徴収する被保険者の年収額は、いくらぐらいになるのか。何人ぐらいの方がいらっしゃるのか。全体の金額、増収額と言いますか、全体の徴収額がいくら増えるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） まず、県単位化になることで、子ども医療費と言うのは、乳幼児医療とか子ども医療のことでよろしいですか。

○町民課長（大畑紹子） 町独自のということは、確かに難しくなってきます。県単位化ということで、県内どこにいても同じような状況ということで、今、取り組んでおります。以上です。

○議長（湊俊文） 7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 子ども医療費の減免については、町独自の18歳までということは難しくなるということだというふうに理解をさせていただいていいのかなどか。特定健診も無料だと思うんですが、こういう事業、さらに今後の措置で、子どもの均等割について、国が就学前までは一定額出してますけれども、こういうことが、例えば、国の措置以上の町独自の措置が可能なのかなどか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 最初に言われた、18歳までの子ども医療と言うのは、国保とは関係ない部分のことをおっしゃってるのかなと思ったんですけども、違いますかね。18歳までの子ども医療と言うのは国保とか言うことではなくて、18歳までは病院に行かれたら1回500円にするという部分のことを言われてるんですか。その部分については、国保とは関係ない部分ですので、今までどおり18歳までは1回当たり500円ということで変わりなくいけます。それから均等割とかいう分は、先ほども申しましたように町独自ということは難しくなります。特定健診は、もう既に県内全体で無料化になっております。以上です。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 特定健診については、県単位化によって無料化になりましたので、今のところその状況で続いていくと思います。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 3回しか質問ができないんで困ったんですが、今、例を挙げたんですが、町独自で、県で実施してなくて町独自の施策が、国保の事業ができるのかということと、まだ答弁がないんですけども、限度額の問題をお願いします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 県単位化によっても、例えば、保健事業であれば、町独自の施策で新しくつくっていくことはできます。限度額の話は、すみません、ちょっと今すぐ分かりません。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） お尋ねの限度額のことについてですが、令和5年度の段階の試算はまだしてありませんが、約1%の方が限度額超過の対象者になっておりますので、60名から70名の方が104万円の限度額の超過に当たる方だと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） すみません、金額のところはちょっと承知をしておりません。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わ

ります。これより討論を行います。討論はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第11号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。この条例は、県単位化に伴う準統一保険税率に向けての激変緩和措置期間の5年目の改定及び国保税の賦課限度額の引上げです。広島県の国保税は、単位化が始まって以降急激に引き上がり、1人当たり国保税は、激変緩和期間が終わる6年間で12.5%、約3万円もの増税となるものです。これだけ引き上げても準統一保険税であり、さらに全県統一保険税化に向け、引き上がることはあっても引き下がる可能性はほとんどありません。さらに、電気代をはじめ諸物価が高騰し、被保険者の暮らしや営業が著しく苦しくなっているにもかかわらず、全国の少なくない自治体で実施している国保税を引き下げるための一般会計からの繰入れを広島県では認めていません。また議案では、国保税の賦課限度額が2万円引き上げられます。この限度額は、低所得者の国保税負担を軽減するとの理由で毎年のように引き上げられ、この15年間を見ても68万円から104万円にと36万円、1.5倍も引き上がります。これだけ引き上げられても、年収の約1割以上にもなる国保税の負担が軽減されることはなく、毎年のように引き上がる賦課限度額が国保税全体の引上げにもつながっています。以上、主な理由で、この議案に反対します。また、この条例を根拠とする議案第40号、令和5年度国民健康保険特別会計予算にも同様の趣旨で反対することを述べておきます。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第11号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第12号 北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第12号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第12号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 議案第13号 北広島町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第13、議案第13号、北広島町子ども医療費支給条例の一部を改正する

条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第13号、北広島町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第14号 障害者支援センターさあくる設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第14、議案第14号、障害者支援センターさあくる設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第14号、障害者支援センターさあくる設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第15号 北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第15号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第15号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第16号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第16、議案第16号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第16号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第17号 天狗の里公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第17、議案第17号、天狗の里公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。改正前と改正後の使用料が書かれておりますけれども、改正前についても改正後についても金額的なものが数字の確定がされていないので、曖昧であると言いますか、運用が難しいな、例えば、改正で言えば300円以下、あるいは300円以上1000円以下、あるいは3万円以下というふうになっておりますが、担当課と言いますか、関係課は、この中間にあるものをどういうふうな判断で決定をされるのだろうかということをお聞きしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 大朝支所長。
- 大朝支所長（沼田真路） この使用料につきましては、指定管理者とそれに関係した団体等がモニター等試行運用されまして、その中で今後また決定されていくというものでございます。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 団体によって金額が変わってくるという不公平感が出てくるという感じがするんですが、そういうところはないんでしょうか。
- 議長（湊俊文） 大朝支所長。
- 大朝支所長（沼田真路） 試行運用の中で、一張り、例えばキャンプ場の利用でしたら、一張り当たりは、500円ということで設定をされておりました。それで、今回3万円ということは、それは全体を貸切利用ということがかなりの需要があるということがありましたので、それを受けてこの金額の設定というものでございます。利用者の意見等をお聞きになりながら決定されております。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第17号、天狗の里公園設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第18号 北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第18、議案第18号、北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（湊俊文） 8番、梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。それぞれに占用料ということで金額が書かれておりますが、その占用料は書かれてあっても、免除というふうなことはあるのでしょうか、ないのでしょうか。あるいは短期間使用させてくださいというふうな部分についての扱いがどうなっているかというのをお聞きしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 今回、道路占用料、主に電柱等の改定をお願いしておりますけども、基本的に免除の項目、その他の項目ではありますし、それからもう一つ、短期間の道路占用についても、今回の改正のない部分ではあります。工用であるとかいうので、一時的な占用、短期間1か月とかの話であります。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第18号、北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第19号 北広島町法定外公共物等管理条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第19、議案第19号、北広島町法定外公共物等管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第19号、北広島町法定外公共物等管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第20号 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第20、議案第20号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第20号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第21号 広島県水道広域連合企業団事業開始に伴う北広島町水道事業の関係条例を廃止する条例

○議長（湊俊文） 日程第21、議案第21号、広島県水道広域連合企業団事業開始に伴う北広島町水道事業の関係条例を廃止する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 関係条例は分かるんですが、規則、例えば、凍結のために全町的に多かったと。基準があるようですが、それで漏水をした場合の減免制度があります。これ規則ですが、こういうのはどうなるのか伺います。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 北広島町水道事業に関係しております規則等については、企業団移行後も引き続き現在の規定を適用するというので、規則の方を定める予定としております。中身につきましては、減免あるいは凍結等による規定等については、現在、北広島町が規定しておりましたものを使って当分の間運用行いますけど、今後、企業団全体で、そういった案件について統一していくものにしていくという方針になりましたら、それはまた規則の改正を行っていく予定となっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第21号、広島県水道広域連合企業団事業開始に伴う北広島町水道事業の関係条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（湊俊文） ここで暫時休憩をとります。11時20分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 07分 休憩

午前 11時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 2 議案第 2 2 号 指定管理者の指定について

- 議長（湊俊文） 再開します。日程第 2 2、議案第 2 2 号、指定管理者の指定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 2 2 号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 3 議案第 2 3 号 広島市と山県郡北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議について

- 議長（湊俊文） 日程第 2 3、議案第 2 3 号、広島市と山県郡北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 2 3 号、広島市と山県郡北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 4 議案第 2 4 号 財産の無償譲渡について

- 議長（湊俊文） 日程第 2 4、議案第 2 4 号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8 番、梅尾議員。
- 8 番（梅尾泰文） 8 番、梅尾泰文であります。財産の無償譲渡ということで、もともと消防団の車両が停めてあった車庫でありますけども、それが 4 件、約 25 m<sup>2</sup>ぐらいの建物、あるいは宅地であろうと思いますが、4 件ありますが、全ての今の所有者には当然状況の報告は一定了解をしておられるというふうに思いますが、無償譲渡であります、これまでの無償譲渡ということは、建物の評価がされていても固定資産税、土地の評価がされていても、消防団が使用するということで税金についてはかかっていたというふうに思いますが、譲渡した時に、そのもの自体が個にいたり、それぞれの団体にいたりするというふうに思いますが、今度

は民間でありますから、固定資産税がかかるというふうに思いますが、その考え方で良いでしょうか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 今後、個人に譲渡されるということですので、基本的には固定資産税はかかってまいります。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 事前に資料いただいたものでは、4件中4件とも建物の評価額というのが数字で出ておまして、15万円程度ということであります。程度でありますから、どこでそのものを評価したのかというと、やっぱり税務課で調べられた結果だろうと思いますが、その数字をもってして、どのぐらいの税金が今度は個にかかっていくのかということはいかがですか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 固定資産の税率については、1.4%となっておりますので、約2000円の固定資産税となります。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって議案第24号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第25号 財産の無償譲渡について

○議長（湊俊文） 日程第25、議案第25号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第25号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26 議案第26号 財産の取得に関する議決事件の訂正について

○議長（湊俊文） 日程第26、議案第26号、財産の取得に関する議決事件の訂正についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第26号、財産の取得に関する議決事件の訂正については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第27号 財産の処分について

○議長（湊俊文） 日程第27、議案第27号、財産の処分についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第27号、財産の処分については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第28 議案第28号 町道の路線の認定について

○議長（湊俊文） 日程第28、議案第28号、町道の路線の認定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第28号、町道の路線の認定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第29号 工事請負契約の変更について

○議長（湊俊文） 日程第29、議案第29号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。八重小学校の校舎・体育館の外壁ということの工事ですが、1億2000万円余りの事業費の中で、今回変更による増額が522万5000円という金額であります。多分、舗装工事がというふうなことを言われたと思いますが、そのところのもう一度確認したいのと、それから、なぜ当初にそういうことが計画されなかったのか、なぜ今なのかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 増額の理由でございます。外構工事での舗装の工法を変更いたしました。これにつきましては、実際工事をする段階で、どうしても強度の関係であったり、雨量の排水の関係で、この工法にせざるを得ないということが判明しまして、実際の工事の施工の中で判明をしました。ほかにも屋根で実際開けてはぐってみないと分からない部分であったり、実際見えない部分で、どうしても補修をせざるを得ない、今後また長年使っていく上で、どうしてもこの際直させていただきたいということを工事事業者ともしっかり打合せ、確認をする中で、こちらがやむを得ないと判断をし、指示をして、その金額の積み上げがやっていく段階でどんどん増えたり減ったりしていく中で、一度の契約でこのたび提案をさせていただくものです。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） よく分かりました。私が先ほど質問したのは、舗装と言うたんですが、よく聞いてみたら塗装だったんですね。今ほとんど言われたのは塗装のこと言われたでしょ。だから私が勘違いしてと思ったんだが、もう一回正確をお願いします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 舗装です。舗装が大きな金額増の要因でございます。理由は、先ほど申しましたように、舗装を当初オーバーレイ工法であったものを見直して全面張替えということにさせていただきました。それは、はぐってみて、強度の関係だったり雨水の排水の関係であったり、そういう部分でやむを得ないと判断し、舗装のやり方を変えたものでございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 舗装と塗装と2つあったんでありますが、その八重小学校の校庭は、非常に排水がいいということで、町内で言うたら、ちょっと皆さんよう知ってくれとってんですが、そういうふうな工法しとったから、お金が余計逆にかかったということになりますか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） この舗装工事につきましては、校舎回りの舗装でございます。車を止めたり通路になっている部分、そこがこれまでブロックのような形でガタガタになっていたとか大きなひび割れとか、そういった所で当初から修繕をする予定でございました。それについて工法を見直したものでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第29号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第30号 令和4年度北広島町一般会計補正予算（第9号）

○議長（湊俊文） 日程第30、議案第30号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第9号を議

題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾でございます。補正予算であります、歳入の14ページであります、物品売払収入が220万円余りあります。その中身は、消防車両が古くなったのを売りに出したという収入だそうです。私が思うのは、もちろん売られて結構なんです、歳入がありますから良いんですけども。それが特定のモータース屋さんと言いますか、モータース屋さんに限られたということを知りましたので、何で全世帯へ、ネットで公売しますよというふうなことがされなかったのか、いや、した結果、今のようになったんだということなのか分かりませんが、やはり公にしてほしいというふう思うので、質問させていただきます。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 町内の自動車販売店、またモータース屋さんというところでやっております。特に全町域というところでは、議員申されたようにしておりません。モータース屋さんというところで、全体的に公表したというふうに思っておりますが、また今後検討しまして、こういうものの売払いについてどういうふうにするかは、また考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 町の財産でありますから、何にしても、公売という、例えば、土地を差し押さえたのを公売しますよというの、特定の人ということには当然ならないし、手続的には全町民、町民以外の方にも分かるような方法で公売というのをされておられますから、今後協議をしてというようなことじゃなくて、絶対そういうふうしないと、個人でもそのものを本当に欲しいなというような方たちもおってなわけですから。ぜひそのようなことを確実に行ってください。回答をお願いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） はい、検討いたします。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） しつこいようなんですが、検討しますじゃありません。町の財産なんです。その結果、誰もおってんなかったからというふうな形で進むのが当然だと思います。もう一度、訂正をしてください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） なかなか緊急車両というところもでございます。その辺も考えて売り払いについては考えていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第30号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第9号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第31号 令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

- 議長（湊俊文） 日程第31、議案第31号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第31号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第32号 令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第32、議案第32号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第32号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 議案第33号 令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第6号）

- 議長（湊俊文） 日程第33、議案第33号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第6号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第33号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第34号 令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第34、議案第34号、令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なし

と認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第34号、令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 議案第35号 令和4年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第35、議案第35号、令和4年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。歳入の2ページの立木の売払収入が500万円余りありますけれども、場所と木の種類と面積をお教え願いたいと思います。

○議長（湊俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（榎原ナギサ） 場所ですけれども、場所は、細見になります。面積につきましては、4.35haになります。木の種類は、ほぼヒノキになっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 面積が435ha。

○議長（湊俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（榎原ナギサ） 4.35haです。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第35号、令和4年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第36 議案第36号 令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第36、議案第36号、令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第36号、令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 議案第37号 令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第37、議案第37号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第37号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 議案第38号 令和4年度北広島町水道事業会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第38、議案第38号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第38号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 予算審査特別委員会の審査報告

- 議長（湊俊文） 日程第39、予算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第39号、令和5年度北広島町一般会計予算から、議案第47号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算までの予算関係9議案については、予算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。予算審査特別委員会服部委員長。
- 予算審査特別委員長（服部泰征） 令和5年3月23日、北広島町議会議長湊俊文様。予算審査特別委員会委員長服部泰征。議案第39号から議案第47号の令和5年度北広島町一般会計予算・特別会計予算の予算審査特別委員会の審査報告書です。1、審査対象。議案第39号、令和5年度北広島町一般会計予算、議案第40号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計予算、議案第41号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計予算、議案第42号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算、議案第43号、令和5年度北広島町介護保険特別会計予算、議案第44号、令和5年度北広島町電気事業特別会計予算、議案第45号、令和5年度北広島町芸北財産区特別会計予算、議案第46号、令和5年度北広島町診療所特別会計予算、議案第47号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算。以上9件です。2、審査期

間。令和5年3月7日から14日までの間、2日間。3、審査方法。令和5年第1回北広島町議会定例会開会の3月6日に令和5年度北広島町予算関係9議案の予算審査を行うために予算審査特別委員会が設置され、予算審査の付託を受けた。よって、特別委員会を3月7日、14日に招集し、7日は、執行者等の出席を求めて各会計の予算説明を受け、その後14日に質疑と慎重審査を行い、最後に特別委員会として採決を行った。4、審査結果。付託を受けた令和5年度北広島町予算関係議案9件については、原案可決と決定した。5、審査意見。令和5年度当初予算は箕野町政3期目の3年目の予算編成となる。一般会計予算は、153億2000万円で、令和4年度当初予算額144億4000万円に比べ、8億8000万円の増。率にして6.1%の増となっている。前年度と比較して、歳入のうち、町税は、大規模太陽光パネルの事業開始等により固定資産税の増収を見込み、10.1%増の29億3361万円。国県支出金は、災害復旧事業費負担金、橋梁事業補助金等の減により、17.7%減の25億9585万円、町債は、学校給食施設整備工事請負費や消防本部本署庁舎等整備事業などの増により、157.6%増の20億2639万円。財政調整基金は、取り崩さず、繰入金は、15.9%減の4億437万円での予算編成となっている。特別会計を含む当初予算総額は、3.7%増の約218億6950万円である。歳出では、主な新規事業は、第2次北広島町長期総合計画（改訂版）に掲げる、Ⅰ.活力ある産業の創造と成長では、新たな森林の価値創造事業に5472万円、町内事業者の脱炭素推進の取組に対する支援に560万円など、Ⅱ.にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、火葬場整備に係る基本構想の策定に524万円、学校給食センターの統合に向けた施設整備事業に10億8062万円、学校給食事業の公会計化に8211万円、老朽化した芸北海洋センタープールの改修工事に5419万円など、Ⅲ.安心して元気に暮らせる地域の創出では、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援に1285万円など、Ⅳ.生活基盤の強化・強靱化では、交流及び地域振興を図る拠点整備プロジェクトに720万円、オンラインによる行政手続の迅速化への取組に369万円、再生可能エネルギーの利活用等による環境保全対策の推進等に1118万円、老朽化した町消防本部本署庁舎の建替えに5億1122万円、避難行動要支援者に対する避難行動支援の実施に693万円など、Ⅴ.住民のための行財政運営では、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の除却に4278万円などがある。本特別委員会の中では、各委員から、施設整備に係る町債の償還見通し、へき地児童生徒援助費等補助金、バス運行事業、協働のまちづくり、地域おこし協力隊、成年後見サポートセンターの取組、火葬場基本構想、有害鳥獣駆除、各種団体への補助金、給食の公会計化、生活用水取水施設整備、まちづくりセンターの運営、ゼロカーボン実現の今後の見通しなど、各種課題への取組、施策に対して多くの質疑がなされている。また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、電気事業特別会計の3つの特別会計予算についても質疑があった。これらの質疑を基に、社会情勢の変化を見据え、本町が有する課題解決に向けて早急かつ着実に取り組んでいただきたい。なお、一般会計の採決では、反対の意見が多く出た。人口減少と少子高齢化が進む中、危機感を持ち、限られた財源で最大の効果が上がるように、町長をはじめ全職員が一丸となって、持続可能な財政運営を行い、創意工夫をしながら適正な事務執行に当たられるとともに、各事業においては、地域住民の理解と納得を得ながら取り組んでいくことを強く求めて、報告とする。以上です。

○議長（湊俊文） これで委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これをもって、予

算審査特別委員会の審査報告を終わります。これより予算関係9議案について、議案ごとに討論及び採決を行います。なお、予算審査特別委員会へ付託した予算関係9議案については、委員長の報告は全て原案可決です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第40 議案第39号 令和5年度北広島町一般会計予算

- 議長（湊俊文） 日程第40、議案第39号、令和5年度北広島町一般会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第39号、令和5年度北広島町一般会計予算に対する反対討論を行います。この予算には、これまで提案していたまちづくりセンターへの移動ステージの設置及びLED防犯灯の更新に対しても補助する予算が含まれており歓迎するものです。しかし、以下の予算には賛成できず反対をいたします。反対する第1の理由は、学校給食費の値上げです。来年度から給食費を町が徴収管理する公会計化となりますが、その途端に1食20円から30円、年額4000円から6000円、約1割も引き上がるものです。学校教育課長の答弁では、総額1000万円の引上げになるとのことですが、少なくともこの値上げ分は、一般会計から補填し、値上げを抑えるべきと提案しましたが、聞き入れてもらえませんでした。本来、憲法26条で義務教育は、無償となっており、自民党茂木幹事長も学校給食費無償化を政府に申し入れると表明するなど、学校給食費の無償化の流れは、大きくなっています。学校給食費は子育て世帯の重い負担になっている時、年間1000万円もの負担を増やす学校給食費の値上げは、とても認められません。第2の理由は、生活取水施設整備補助金を1回限りにし、故障した井戸のポンプなど更新の際の補助は認めないとのことです。生活用水、とりわけ飲料水は、命に関わる最大の生活インフラで、水道が通っていない地域にとっては大問題です。増して生活が苦しい方たちにとって10万円、20万円を準備することは大きな負担です。以上のように、この補助金をなくすことは認めることはできません。第3は、本年度強行した補助金の一律1割カットのほとんどを来年度もカットしたままになっていることです。一律1割カットは、多くの反対、疑問を呼び起こし、行政にかわって仕事をしていると言っていい商工会や観光協会、社会福祉協議会など、ほとんどの補助金を来年度も1割カットしたままとなっています。繰り返しますが、補助金については、一つ一つ分析し、役割が終わったものや効果が少ないものを見直すのが町の方針でした。それを十分果たしていない今回の補助金については、認めることはできません。第4は、解放団体補助金を未だに残しているからです。繰り返し提案しているように、必要な一般行政で行うべきであり、すぐに廃止すべきと考えます。以上を主な理由として令和5年度一般会計に反対するものです。議員各位のご賛同お願いいたします。
- 議長（湊俊文） 次に、賛成討論を許します。1番、亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。私は、令和5年度北広島町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。私たち議会が町民の生活を支える予算を審議するに際し、留意すべき点は、まず総額について、財政規律が維持されて、持続可能な自治体が保障されているか。次に、優先性・緊急性の高い分野に重点的に財源が配分されているか。そして、事業をむだなく効率的

に実施する創意工夫がされているかということでもあります。その点について、このたびの予算審査において、私たちは、多くの質疑をしてみました。その上で、特筆すべき点を何点か挙げてみたいと思います。令和5年度に安全・安心な学校給食のための給食センターの統合に向けた施設整備事業の財源に過疎対策事業債を、また老朽化した町消防本部本署庁舎の建替えには合併特例債を使った大型事業が計画されています。町の取組として、いわゆる借入れの額より返済の額を多くして、町債残高を減少させていく方針を徹底しており、将来的な負担の軽減に努めつつ、課題の解決に取り組む姿勢が見られる点を私は評価したいと思います。また、ゼロカーボン実現に向けて推進する重点事業に対して、積極的に国の交付金を活用し、力強く取り組む姿勢が予算化された点についても同様であります。この3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症や昨年来続くロシアによるウクライナ侵攻によって社会情勢が大きく変化している中で、本町が抱える地域課題解決に向けた施策に力を入れて推進していくことは、待ったなしの状況であります。事業推進に当たっては、十分な説明をもって地域住民に理解と納得を得ながら取り組むことを強く求めた上で、本議案に賛成いたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。以上、終わります。

○議長（湊俊文） 反対討論はありますか。4番、中村議員。

○4番（中村忍） 4番、中村忍です。議案第39号、令和5年度北広島町一般会計予算に対する反対の立場から討論を行います。当初予算を見た時、行革推進により福祉と暮らしのための施策が切り捨てられ、業務の民間委託と民営化が加速しようとしていることは、痛切に感じております。財政的な問題が余りにも優先されすぎてはいないでしょうか。それは、町民の願いとは矛盾する結果を招いているように思います。まず、令和3年の豪雨で崩落した南方地区の最も中心部にある橋の復旧は、令和5年度当初予算に組み込まれていないばかりか、地元説明もされていませんでした。災害から1年以上が経過し、地元からの問合せがあつて、はじめて復旧はできない旨を伝えるというありさまです。激甚災害に指定され、必ず以前のように復旧してもらえると期待していた町民の期待は裏切られたわけでございます。また、令和5年から中国JRバス広浜線の再編と事業移管については、住民説明会は持たれたものの、それは、住民の願いを聞く場ではありませんでした。一番利用者が多く、広島駅まで行く早朝の便の廃止を告げることにとどまり、住民のニーズや利便性を全く考えられたものではなく、住民の今後の生活への不安と行政への不信感だけが残るものでした。さらに、先日の一般質問においても、議員からは、令和5年度予算には、町民の意見が集約され、納得のできる取組を要請する声が相次ぎました。結論ありきではなく、住民の意見をしっかりと聞きながら施策を進めていくなど、北広島町まちづくり基本条例の趣旨を最大限尊重した姿勢を基底に据えることを指摘し、反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（湊俊文） 賛成討論はありますか。2番、伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。令和5年度北広島町一般会計予算について賛成の立場で討論します。予算額153億2000万円、対前年度8億8000万円増の令和5年度当初予算について、社会情勢の変化による新たな行政ニーズへの対応、現在直面している物価高、エネルギー高騰等への対応を行いつつも、安定した住民サービスと持続可能な財政運営を実施していくため、中長期的な視点を持ち、事務事業の徹底的な見直しを行い、第2次北広島町長期総合計画並びに第2期北広島町総合戦略に掲げる事業を実施するために、財源を捻出して各種施策を積極的に進めるための予算配分を行ったとしています。今定例会の審議過程で、新た

な森林の価値創造事業や生活環境被害防止対策事業など、新たに取り組む事業や、消防本部本署庁舎等整備事業など、限られたスケジュールで取り組むべきことなど、主要事業に掲げられた内容をはじめとして質疑を重ねてきました。令和5年度当初予算は、住民に直接関わるものであり、新年度を来週に控える中で、直ちに取り組まなければならない事業、施策は、確実に進められなければなりません。計画どおりに着実に事業施策が進められているか、事務事業の徹底的な見直しがされているかなど、常に緊張感を持って予算執行がされるよう申し添え、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（湊俊文） ほかに反対討論はありますか。9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。令和5年の当初予算に反対する立場で討論します。理由としまして、まず、商工会から出していた要望書を採択した産業建設常任委員長として、今回の予算が要望にかなう予算ではないこと、これが一つです。2点目に、同僚議員からもありましたが、生活用水取水整備事業のポンプ交換に対する補助金の廃止、これは移住の推進や空き家対策に取り組む町の姿勢に反すると考えます。財政が厳しいため、数年前から祭りの補助金や地域協議会などの予算、商工会や社協などの1割カットなど緊縮政策が続いています。3点目です。今の緊縮政策に対してですが、町民はいつまで我慢しなければならないのかという点です。財政が厳しいことは重々承知しています。町民グラウンドの人工芝化や基幹集会所の民間譲渡など、町民の協力なくしてはできなかつたもの、できないものがあります。ほかに道路や水路の補修、有害鳥獣被害防止対策など、見えない負担を町民が行っています。これらを職員がやれというわけではありません。北広島町が続いていくためにも町民の協力はもちろん必要です、私たちの町ですから。私は、今回反対するという立場でいきますと、私は、そろそろこのようなゴールがあり、そこまでともに頑張ろうという形、これを示す必要、これがあると思います。人件費など重要な予算であることは理解しています。ただ、緊縮政策だけでは地域の活力が失われます。これは歴史が証明していると思います。リストラで企業は疲弊をしました。その点から考えると、緊縮緊縮だけではやっていけないと思われま。住民が我慢している予算であることを理解してもらうために、令和5年度北広島町一般会計予算に反対します。

○議長（湊俊文） ほかに賛成討論はありますか。3番、敷本議員。

○3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美です。令和5年度北広島町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過し、ロシアによるウクライナ侵攻等により、物価高・エネルギー価格の高騰等の対応を行いつつ、住民サービスと持続可能なまちづくりを進めていくため、第2次北広島町長期総合計画、第2期北広島町総合戦略に掲げる各種事業を着実に進めるべき予算配分がなされていると思われま。予算審議においては、地域住民から多くの声が寄せられている実情に応じたバス運行事業、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援ほか、令和5年度主要施策に掲げられた事業を限られた財源の中で最大の効果となるよう創意工夫をしながら、適正な事務執行に取り組んでいかれることを申し添え、賛成の討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありますか。反対討論はありますか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。令和5年度北広島町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。長い懸案でありました千代田の元の町民地域づくりセンター、公民館でありますけども、48年経過をした公民館を、たくさんの方たちが利用していた公民館を新たに役場の西側に造るということで、まちづくりセンターという名称で、北広島町の地域づくりセ

ンターのセンター化もするんだということで、非常に期待をしたすばらしい建物が建っているわけであります。それは当然、町民の本当に憩いの場であるべきまちづくりセンターでありますけれども、それが新しいすばらしい建物ができたにもかかわらず、月に2回休館をするということを提案をされました。使用者の方たちにご相談をされて一定の理解を得られたということでありましょうが、もともと何をするための施設を造ろうとしたのか。考え方、思想性、使用方法等十分考えられて造られたはずであります。全くこの予算の中に、どういう形で削減がされるのか分かりませんが、理解ができないのであります。ぜひ、せっかく良いものを造って、みんなで一緒に使って、すばらしいまちづくりにしていこうじゃないかということのはずでありました。千代田の公民館は、本当にたくさんの人たちが利用していました。そういう所は、本当にないよというぐらい評価されていました。そのものがなぜ月2回休館になるというようなことになるのか。とても信じられるものではありません。ぜひそのことを含めて、考え方を変えていただかなくては、この一般会計の当初予算に賛成するという状況にはないことをお伝えしておきます。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第39号、令和5年度北広島町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 議案第40号 令和5年度北広島町国民健康保険特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第41、議案第40号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第40号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第42 議案第41号 令和5年度北広島町下水道事業特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第42、議案第41号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第41号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 議案第42号 令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算

- 議長（湊俊文） 日程第43、議案第42号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第42号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第44 議案第43号 令和5年度北広島町介護保険特別会計予算

- 議長（湊俊文） 日程第44、議案第43号、令和5年度北広島町介護保険特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第43号、令和5年度北広島町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第45 議案第44号 令和5年度北広島町電気事業特別会計予算

- 議長（湊俊文） 日程第45、議案第44号、令和5年度北広島町電気事業特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第44号、令和5年度北広島町電気事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第46 議案第45号 令和5年度北広島町芸北財産区特別会計予算

- 議長（湊俊文） 日程第46、議案第45号、令和5年度北広島町芸北財産区特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第45号、令和5年度北広島町芸北財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第47 議案第46号 令和5年度北広島町診療所特別会計予算

- 議長（湊俊文） 日程第47、議案第46号、令和5年度北広島町診療所特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第46号、令和5年度北広島町診療所特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第48 議案第47号 令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算

- 議長（湊俊文） 日程第48、議案第47号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。7番、美濃議員。

- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第47号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。政府は、今国会に75歳以上の医療保険料引上げなどを盛り込んだ健康保険法改定案を提出し、16日の衆院本会議で審議入りしました。この改定案は、年収が153万円を超える75歳以上の後期高齢者を対象に医療保険料を大幅に引き上げるものです。岸田首相によると、2030年度時点での負担率は、現行制度で13.34%、見直し案では14.04%となる見込みとのことです。物価高騰の下、年金は目減りし、昨年10月からは後期高齢者医療費の窓口負担も倍増し、受診抑制が懸念されます。今すべきことは、後期高齢者医療費に占める国庫負担の比率が制度発足から減っており、これを増やすことです。私は、後期高齢者医療制度に対しては繰り返し、75歳という年齢で差別し、後期高齢者の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料の値上げに直結しており、露骨な受診抑制をもたらす最悪の医療制度と指摘し、毎年の予算・決算に対して廃止を求めてきました。よって、この令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

- 議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

- 議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第47号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第49 議案第48号 令和5年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第49、議案第48号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第48号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第50 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（湊俊文） 日程第50、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で常任委員会へ審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員会伊藤淳委員長。
- 産業建設常任委員長（伊藤淳） 令和5年3月23日、北広島町議会議長湊俊文様。産業建設常任委員会委員長伊藤淳。委員会審査報告。令和5年3月6日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第1号。件名、県ジーンバンクが令和5年3月31日をもって廃止することに関する意見書の提出を求める陳情書。審査の結果、不採択。理由、県ジーンバンクの存続については、令和5年3月31日で廃止することが既に決定している。今回の陳情内容は、ジーンバンクの存続についての意見書の提出を求めているため、不採択とする。以上です。
- 議長（湊俊文） 以上で、常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第51 陳情審査

- 議長（湊俊文） 日程第51、陳情審査を行います。陳情第1号、県ジーンバンクが令和5年3月31日をもって廃止することに関する意見書の提出を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。7番、美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。陳情第1号、県ジーンバンクが令和5年3月31日を

もって廃止されることに関する意見書の提出を求める陳情に対し、賛成討論を行います。広島ジーンバンクは、1988年12月に設立され、世界に誇る伝統野菜復活を支える重要な基盤として機能してきました。稲や麦のみならず、広島県内くまなく回って収集された地域の伝統野菜などの種子を約1万8000点保管し、個人や法人に無料で貸し出すシードバンクとしての機能を併せ持つことが大きな特徴です。この貴重な県ジーンバンクが県民の利用者の意見を聞くこともなく、内部手続のみで今年3月末で廃止され、約1万2000点もの種を廃棄させるため、北広島町から県に対し、県ジーンバンクの廃止反対、慎重審議を求める意見書を提出してほしいというのがこの陳情です。産業建設常任委員会の陳情不採択の理由が、県で廃止することが既に決まっている。いろいろ聞きますと、必要なら農研機構から購入すればいいとの話もありますが、もし県民がジーンバンクで保管している種子を国の農研機構から入手することになった場合には、これまでのような作物種子の利活用は困難になると言われています。その主な理由は、1つに、種子特性や採種、栽培方法について相談できる職員がいなくなる。2、研究・教育利用を想定した利用システムは、農家など県民にとってはハードルが高い。3、県が主体的に管理していない作物の販売は、市町やJAの支援が得られるかなど危惧されるからです。広島の地に適した優れた種子を可能な限り多くの県内で利用しながら維持する必要がありますが、現在の農業では、県奨励品種以外の作物種子の約90%に当たる海外産に極度に依存しており、購入種子は世界情勢に応じて輸入が困難となったり、国内の生産地でも異常気象の影響で不作となるなど、入手が不安定になる状況が進むと考えられます。何世紀にもわたって栽培されてきた種子は、広島の気候風土に合い、自家採種が可能な大変貴重なもので、県ジーンバンクは存続すべきであります。よって、この陳情は採択し、県に意見書を提出すべきであり、原案に賛成します。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は、不採択です。採決については、北広島町議会会議規則第81条の規定により、議題について賛成する者の多少を認定して、可否の結果を宣告することになっております。よって、委員長の報告が不採択の場合の採決は、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。本件について採択とすることに賛成の方は、起立願います。（起立少数）

○議長（湊俊文） 起立少数です。したがって、陳情第1号、県ジーンバンクが令和5年3月31日をもって廃止することに関する意見書の提出を求める陳情書は、委員長の報告のとおり、不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第52 発議第2号 北広島町議会の個人情報の保護に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第52、発議第2号、北広島町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。3番、敷本議員。

○3番（敷本弘美） 発議第2号、令和5年3月23日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員敷本弘美。賛成者、北広島町議会議員亀岡純一、同、北広島町議会議員伊藤淳、同、北広島町議会議員服部泰征。北広島町議会の個人情報の保護に関する条例。標記の議案を

次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。北広島町議会の個人情報の保護に関する条例、第1章総則について、第1条から第3条。第2章個人情報等の取扱いについて、第4条から第16条。第3章個人情報ファイルについて、第17条。第4章開示、訂正及び利用停止等について、第1節開示について、第18条から第30条。第2節訂正について、第31条から第37条。第3節利用停止について、第38条から第43条。第4節審査請求について、第44条から第46条。第5章雑則について、第47条から第51条。第6章罰則について、第52条から第56条。提案理由について、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会における個人情報の保護に関する制度について、新たに条例を制定する必要性が生じたことから、本条例案を提案するものである。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。発議第2号、北広島町議会の個人情報保護条例の制定について反対討論を行います。そもそもこの条例は、議案第2号の反対討論でも述べた理由で反対の立場ですが、議会の場合は、以下の点を踏まえて今後十分検討が必要であり、現行の北広島町個人情報保護条例を生かすなど、新たな制定は急ぐ必要がないと考えるからです。また、この条例の提案理由では、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会における個人情報の保護に関する制度について新たに条例を制定する必要性が生じたとありますが、改定法では、国会や裁判所も対象にしていなかったことにならない、地方議会を新制度の対象としていません。同時に国は自治体に対し、ほとんどの団体が条例対象にしてきた現状から、引き続き条例を設け、共通ルールに沿った自立的な措置を講じることが望まれるとしているにとどまっています。しかし、町村議会議長会は、改定法の規定に準じた議会の個人情報保護条例の例をつくり、各議会に送付したのです。この条文が長文なのは、改定法が根拠法にならない基で、定義など改定法の規定をなぞっているからです。議会も何らかの条例化が必要とは思いますが、どのような条例が現行条例との関係でも必要になるのか。また議会は、共通ルール化の適用対象から除かれているにもかかわらず、条例には、匿名加工情報を条文に定めたものがある問題など検討が求められており、必要なら、先ほど述べたように、現行の北広島町個人情報保護条例と同様の規定を策定して対応し、新たな条例の制定を急ぐ必要がないと考えます。以上、もっとも研究、検討すべきであり、急いで制定することには同意できません。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、発議第2号、北広島町議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第53 発議第3号 北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第53、発議第3号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。9番、伊藤淳議員。
- 9番（伊藤淳） 発議第3号、令和5年3月23日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員伊藤淳。賛成者、同服部泰征。北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例。北広島町議会委員会条例（平成17年北広島町条例第234号）の一部を次のように改正する。改正前の第2条の第2項、産業建設常任委員会の所管課のうち、農林課、建設課、上下水道課、商工観光課を改め、改正後は、環境生活課、農林課、商工観光課、建設課とします。附則として、この条例は令和5年4月1日から施行する。提案理由として、北広島町課設置条例等の一部を改正する条例の議決に伴い、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例を提案します。議員各位のご賛同をお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第3号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第54 閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について

- 議長（湊俊文） 日程第54、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出についてを議題とします。お手元に配付のとおり、総務常任委員会、産業建設常任委員会、中山間地域対策特別委員会の各委員長より、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出が提出されております。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。ここで、町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 3月議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。3月6日の開会から本日までの18日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。審議の経過においていただきましたご意見、ご提言を真摯に受け止めるとともに、令和5年度当初予算に計上しました事業等を着実に実行をしております。新たに取組を始めるカーボンニュートラルや流域治水対策をはじめ、様々な課題解決に向けて、明るく元気なまちづくり、持続可能なまちづくりを目指して職員と総力を挙げて邁進してまいります。

今後とも町行政の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。一雨ごとに春の陽気を感じられる季節となりましたが、議員、町民の皆様にはご自愛いただき、より一層のご健勝、ご活躍を祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

- 議長（湊俊文） これで、町長の発言を終わります。ここで説明員の退席を求めます。次に、私が発言をしたいので、副議長と交代をいたします。暫時休憩します。14時までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 12時 51分 休憩

午後 2時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 副議長（亀井純一） 再開し、会議を続けます。12番、湊議長の発言を許します。
- 議長（湊俊文） 申合せによりまして、議長の職を辞したいと思えます。辞職願を提出します。よろしく願いをいたします。
- 副議長（亀井純一） ただいま議長より辞職願の提出がありました。お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（亀井純一） ご異議なしと認めます。したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議長の辞職について

- 副議長（亀井純一） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定に基づき、議長の退席を求めます。（湊議長退席）事務局長に辞職願を朗読させます。
- 議会事務局長（三宅克江） 北広島町議会副議長亀岡純一様。議長職の辞職願。私は、令和3年3月15日の議員懇談会で申合せのとおり、本日をもって、議長職の辞職願を提出いたします。令和5年3月23日、北広島町議会議長湊俊文。
- 副議長（亀井純一） お諮りします。議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（亀井純一） ご異議なしと認めます。したがって、議長の辞職を許可することに決定しました。湊議員の入場を求めます。（湊議員入場）お諮りします。議長の辞職に伴い、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（亀井純一） ご異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日

程第2として議題とすることに決定しました。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 03分 休憩

午後 2時 11分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議長の選挙

- 副議長（亀井純一） 再開し、会議を続けます。追加日程第2、議長の選挙を行います。選挙は、投票により行います。議場の出入り口を閉めます。（議場閉鎖）
- 副議長（亀井純一） ただいまの出席議員は、11名です。次に、立会人を指名します。北広島町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、4番、中村議員及び5番、佐々木議員を指名します。これから投票用紙を配ります。（投票用紙配付）念のために申し上げます。投票は、単記の無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。次に、投票箱を点検します。（投票箱点検）
- 副議長（亀井純一） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。
- 議会事務局長（三宅克江） 2番、伊藤立真議員。3番、敷本議員。4番、中村議員。5番、佐々木議員。7番、美濃議員。8番、梅尾議員。9番、伊藤淳議員。10番、服部議員。11番、宮本議員。12番、湊議員。1番、亀岡議員。（点呼・投票）
- 副議長（亀井純一） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから開票を行います。立会人の中村議員、佐々木議員、開票の立会いをお願いします。立会人は、演壇のそばへ移動してください。それでは、開票を行ってください。（開票）立会人は、どうぞ自席にお戻りください。
- 副議長（亀井純一） 選挙の結果を報告いたします。投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票です。有効投票のうち、湊議員9票、梅尾議員1票、服部議員1票。以上のとおりです。なお、この選挙の法定得票数は、3票です。したがって、湊議員が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。（議場開鎖）
- 副議長（亀井純一） ただいま議長に当選されました湊議員が議長におられます。北広島町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。ここで、湊議員の発言を許します。12番、湊議員。
- 議長（湊俊文） 湊でございます。このたびの議長に選任いただきまして、誠にありがとうございます。身の引き締まる思いであります。現在、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機を乗り越え、町内の経済活動、地域イベントが復活しつつあります。私は、二元代表制の下、議長として、これからも北広島町の住民サービス及び行政サービスの向上を常に最優先との信念で、町が抱える事業が早期に成就し、次の事業が選択できるよう、広島県及び国、そして広

域都市圏の広島市に対しても、積極的に働きかけ、北広島町の利益と発展に尽力することをお誓いいたします。また、広島県町議会議長会、広島県内陸部振興協議会の一員として頑張る所存でございます。皆様のご協力をお願いしまして、議長当選お礼のご挨拶といたします。

○副議長（亀井純一） それでは、議長と議長席の交代をします。議員各位のご協力ありがとうございました。暫時休憩します。午後２時３５分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 ２時 ２５分 休 憩

午後 ２時 ３５分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。亀岡議員。

○副議長（亀岡純一） １番、亀岡純一です。私は、令和３年３月１５日の議員懇談会で申合せのとおり、本日をもって、副議長の辞職願を提出いたします。よろしくお願いたします。

○議長（湊俊文） ただいま副議長より辞職願の提出がありました。お諮りします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第３として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第３として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第３ 副議長の辞職

○議長（湊俊文） 追加日程第３、副議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第１１７条の規定に基づき、副議長の退席を求めます。（亀岡副議長退席）事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（三宅克江） 北広島町議会議長湊俊文様。副議長職の辞職願。私は、令和３年３月１５日の議員懇談会で申合せのとおり、本日をもって、副議長職の辞職願を提出いたします。令和５年３月２３日、北広島町議会副議長亀岡純一。

○議長（湊俊文） お諮りします。副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職を許可することに決定しました。亀岡議員の入場を求めます。（亀岡議員入場）

○議長（湊俊文） お諮りします。副議長の辞職に伴い、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第４として議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程

第4として議題とすることに決定しました。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 39分 休憩

午後 2時 43分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 副議長の選挙

- 議長（湊俊文） 再開し、会議を続けます。追加日程第4、副議長の選挙を行います。選挙は、投票により行います。議場の出入り口を閉めます。（議場閉鎖）
- 議長（湊俊文） ただいまの出席議員は、11名です。次に、立会人を指名します。北広島町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、7番、美濃議員及び8番、梅尾議員を指名いたします。これから投票用紙を配ります。（投票用紙配付）念のために申し上げます。投票は、単記の無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。次に、投票箱を点検します。（投票箱点検）
- 議長（湊俊文） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。
- 議会事務局長（三宅克江） 1番、亀岡議員。2番、伊藤立真議員。3番、敷本議員。4番、中村議員。5番、佐々木議員。7番、美濃議員。8番、梅尾議員。9番、伊藤淳議員。10番、服部議員。11番、宮本議員。12番、湊議員。（点呼・投票）
- 議長（湊俊文） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから開票を行います。立会人の美濃議員、梅尾議員、開票の立会いをお願いします。立会人は、演壇のそばへ移動してください。それでは開票を行ってください。（開票）立会人は、どうぞ自席にお戻りください。
- 議長（湊俊文） 選挙の結果を報告いたします。投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票でございます。有効投票のうち、亀岡議員9票、梅尾議員1票。中村議員1票。以上のとおりです。なお、この選挙の法定得票数は、3票です。したがって、亀岡議員が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。（議場開鎖）
- 議長（湊俊文） ただいま副議長に当選されました亀岡議員が議場におられます。北広島町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。ここで、亀岡議員の発言を許します。
- 副議長（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。先ほどは、ご選任いただきましてありがとうございます。議長から、先ほどお話がありましたように、広島県及び国に働きかけて、北広島町の利益と発展に尽力される決意を示されました。私は、議長を支え、精いっぱいこの町の未来のために、一生懸命議会活動に邁進してまいりたいと思いますので、皆様のご支援をよろしくお願いいたします。以上です。
- 議長（湊俊文） 暫時休憩します。15時5分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 55分 休憩

午後 3時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第55 常任委員会委員の選任

- 議長（湊俊文） 再開します。日程第55、常任委員会委員の選任についてを議題とします。
- 常任委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項及び北広島町議会基本条例第9条第2項の規定により、総務常任委員会に美濃議員、梅尾議員、伊藤淳議員、服部議員、宮本議員。産業建設常任委員会に亀岡議員、伊藤立真議員、敷本議員、中村議員、佐々木議員。議会広報常任委員会に亀岡議員、伊藤立真議員、敷本議員、中村議員、佐々木議員、伊藤淳議員。なお、総務常任委員会は、委員定数が6人ですので、1人の欠員となります。
- 以上のおり、指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第56 議会運営委員会委員の選任

- 議長（湊俊文） 日程第56、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。議会運営委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定により、亀岡議員、伊藤立真議員、敷本議員、伊藤淳議員、服部議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方をそれぞれ議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。ここで暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 08分 休憩

午後 3時 27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文）再開します。先ほど選任いたしました各常任委員会、議会運営委員会の委員互選による正副委員長の結果が通知されておりますので、ご報告いたします。総務常任委員会委員長、伊藤淳議員、副委員長、梅尾議員。産業建設常任委員会委員長、伊藤立真議員、副委員長、中村議員。議会広報常任委員会委員長、佐々木議員、副委員長、中村議員。議会運営委員会委員長、服部議員、副委員長、敷本議員。以上のとおりです。ここで、服部議員より発言の申し出がありますので、これを許します。

○10番（服部泰征）10番、服部です。申合せにより広島県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞職します。お願いします。

○議長（湊俊文）ただいま服部議員より辞職願の提出がありました。お諮りします。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文）ご異議なしと認めます。したがって、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第5 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について

○議長（湊俊文）追加日程第5、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定に基づき、服部議員の退席を求めます。（服部議員退場）

○議長（湊俊文）お諮りします。服部議員の広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文）ご異議なしと認めます。したがって、服部議員の広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を許可することに決定しました。服部議員の入場を求めます。（服部議員入場）

○議長（湊俊文）お諮りします。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職に伴い、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文）ご異議なしと認めます。したがって、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第6 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（湊俊文）追加日程第6、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文）ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選とし、議長が指

名することに決定いたしました。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に9番、伊藤淳議員を指名します。伊藤淳議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に伊藤淳議員が当選されました。伊藤淳議員には、北広島町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第57 閉会中の継続審査の申し出（2件）

○議長（湊俊文） 日程第57、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。先ほど報告いたしました各常任委員会委員長より、所管事務調査について、北広島町議会会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続審査といたしたい旨の申し出がありました。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。3月の定例会の閉会にあたり、一言申し上げます。本定例会は、3月6日から本日まで18日間の会期で開催され、本町行政の根幹となる令和5年度各会計予算をはじめ、令和4年度各会計補正予算、条例案等、町民生活に直結した重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの議案に対し、終始熱心に審議が行われ、予定の日程を無事終了いたしました。円滑な議会運営にご協力いただき、心から感謝申し上げます。さて、令和5年度新年度を迎えるにあたり、執行部に対しては、それぞれの審議過程で各議員から出された意見などを踏まえて町政を推進されますよう、強く要望いたします。本町においても新型コロナウイルスの感染が収まりつつあるのではないかと思います。引き続き、感染防止対策を取りながら、一日も早く平穏な生活を送れますことを心から念願しております。さて、G7広島サミットの開催まで2か月を切りました。このサミット会議が成功を収め、広島から世界平和のメッセージが発信されることを大いに期待しております。結びに、議員各位におかれましては、一層ご自愛の上、本町発展のために、ますますのご活躍とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。これをもって、令和5年第1回北広島町議会定例会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 35分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~